平成31年度犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

犬の登録と狂犬病予防集合注射を実施いたします。犬の登録は「犬の生涯に一回だけ」です。ただし、狂犬病予防注射は毎年受けなければなりません。また、獣医師により、注射ができないと判断された場合は、動物病院で狂犬病予防注射猶予証明書を発行してもらい役場環境対策課へ提出してください。

また、犬が死亡した場合や所有者や所在地に変更が生じた場合もお手続きが必要です。

犬の登録および狂犬病予防集合注射日程

登録済の方は、案内はがきを送付しますので、必ず問診表に 押印し当日持参してください。

実施日	場 所	時 間
	利根町保健福祉センター車庫前	午前 9 時~ 9 時 15 分
	早尾緑地広場 (わくわく広場とね店付近)	午前 9 時 30 分~ 10 時 10 分
	もえぎ野台自然公園	午前 10 時 30 分~ 11 時
4月12日(金)	利根フレッシュタウン第3公園 (利根配水場(旧水道課)横)	午前 11 時 20 分~ 11 時 50 分
	布川地区コミュニティセンター	午後 1 時~ 1 時 30 分
	利根ニュータウン風の公園 (ショッピングセンター付近)	午後 1 時 45 分~ 2 時 15 分
	利根親水公園	午前 8 時 50 分~ 9 時 10 分
	文間地区農村集落センター	午前 9 時 30 分~ 9 時 40 分
	利根東部農村集落センター	午前 10 時~ 10 時 10 分
4月14日(日)	利根町生涯学習センター	午前 10 時 30 分~ 10 時 45 分
	福木沖集会所	午前 11 時~ 11 時 10 分
	利根町役場 玄関前	午前 11 時 30 分~正午
		午後 1 時~ 2 時 30 分

次の病院では、注射と同時に役場での手続き(登録、交付)も行うことができます。

病院名	住所	電話番号	
もえぎの動物病院	利根町奥山643-1	68-8238	
わかくさ動物病院	利根町横須賀655	68-7939	
竜ヶ崎中央獣医科病院	龍ケ崎市馴柴町785-2	64-3288	

〜集合注射時の料金のご案内〜

新規登録の場合 5,400円 (①+②+③)

登録済の場合 3,400円(②+③)

- ①登 録 手 数 料 2,000円
- ②狂犬病予防注射料 3,000円
- ③注射済票交付手数料 400円
- ※どちらの場合でも、つり銭のないようにご用意 お願いいたします。

集合注射時のお願い

- フンなどの後始末をお願いします。
 (なるべく事前に済ませておいてください)
- 2. 犬を抑えられる人が連れてきてください。 (暴れると注射ができません)
- 3. 犬の体調が悪い場合は、注射前に必ず、申し出てください。
- 4. はがき表面の問診票に記載し、飼い主欄の名前のあとに押印して、持参してください。
- 5. 開始時間に間に合うよう、余裕を持ってお越しください。
- ※左記日程以外でも、各動物病院で狂犬病予防注射が受けられますので必ず実施してください。

その場合は、 注射済証明証を 役場環境対策課 へ提出してくだ さい。



問い合わせ先 役場環境対策課

☎68-2211 (内線253)

配信情報

- ●子ども・女性対象の犯罪、声かけ、不審者情報
- ●二セ電話詐欺等情報 ●県警からのお知らせ
- ●行方不明者等情報 ●交通事故情報 ●その他の犯罪情報

登 録 方 法

「右のQRコードを読み込む」か「下記メールアドレスを直接入力」して空メールを送信し、返信メールにしたがって手続きを進めてください。

登録用メールアドレス ☑ add@mail1.police.pref.ibaraki.jp

※迷惑メール防止機能を設定している場合は、上記メールアドレスからのメール受信ができるよう事前に設定を行ってください。登録は無料ですが、通信費はご利用者の負担となります。

問い合わせ先 茨城県取手警察署 生活安全課 ☎0297-77-0110

ひばりくん防犯メールで、ご登録をお願いします。

高度処理型浄化槽 設置費の一部助成のご案内

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、下水道事業計画区域以外の地域または、下水道事業計画区域内の下水道の整備が当分の間、見込まれない地域に設置する高度処理型浄化槽(環境配慮型浄化槽に限る)の設置費用の一部を助成します。

【必要書類】

- 補助金交付申請書
- ・案内図・平面図
- 排水経路図
- ・工事見積書の写し
- ・建築確認済証の写し、または浄化槽設置届出書の写し
- ·登録浄化槽管理票(C票)
- ・ 登録証の写し
- 保証登録証
- ・浄化槽設備士免状の写し
- ・ 浄化槽工事業者届出書の写し
- ・放流同意書(写し)
- ・浄化槽法第7条検査に係る検査手数料払込通知書の写し

問い合わせ先・申し込み先

役場環境対策課 ☎68-2211 (内線258)

区分による限度額

	高度処理型浄化槽区分 (環境配慮型浄化槽に限る)			限度額			
	窒素又は りん除去型	転換	5人槽	645,000円			
			7人槽	772,000 円			
			10 人槽	959,000 円			
			5人槽	533,000 円			
		新築	7人槽	644,000 円			
			10 人槽	787,000 円			

【申請期間】

4月1日(月)~12日(金)(土・日曜日は除く)

午前8時30分~午後5時15分

(正午から午後1時までの時間を除く)

※予算範囲を超えた申請があった場合は、抽選にて決定します。

抽選日時などは、後日連絡します。また、申請が予算範囲を超えなかった場合は、4月15日(月)以降も随時、申請を受け付けます。ただし、予算範囲内での先着順になります。

【その他】

- ・浄化槽の工事期間は、補助金交付決定後から2020年2月までです。
- ・補助金交付に係る平成31年度予算は、現在、利根町議会で審議中であり、議会の議決により決定します。

太陽光発電システム設置費補助金のご案内

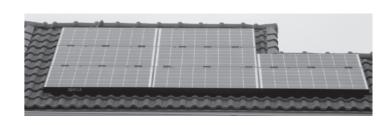
地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減を図り、新エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システムを新たに設置する方に対して、設置に要する費用の一部を補助します。

●対象となる方(①~⑤全てに該当する方)

- ①町内の住宅などに新たに太陽光発電システムを設置 する方、または町内の未使用の太陽光発電システムが 設置された住宅などを購入する方
- ②町税を滞納していない方(同一世帯員を含む)
- ③補助金交付決定後に設置工事に着手する方
- ④太陽光発電システムの発電による余剰電力の買い取り契約を電力会社と締結する方
- ⑤太陽電池モジュール最大出力が 10kW 未満のシステム を設置する方

※次のような場合、対象とはなりません。

- ・補助金交付申請前にすでに太陽光発電システムを設置または着工されている場合
- ・申請年度内に設置が完了しない場合、または指定期日まで に実績報告書および必要書類の提出がない場合
- ・太陽光発電システムが未使用でない場合
- ・電力会社との契約者名・太陽光発電に係る電力受給契約申 込者名と本補助金の申請者名が同一でない場合



申聞事項

受付期間 4月1日(月)~12月27日(金)

(土・日曜日、祝日を除く)

受付時間 午前8時30分~午後5時15分

(正午から午後1時までの時間を除く)

受付場所 役場環境対策課

※郵送・電話などでの予約や受け付けは行いません。 **その他** 受け付けは先着順により随時行いますが、受付期間

(グ) 他 受け付けは先着順により随時行いますが、受付期間 内であっても予算額に達した場合で終了します。

・詳細については、「利根町太陽光発電システム設置 費補助金交付の手引き」をご覧ください。「手引き」 および「申請書」は役場環境対策課で配布または、 町公式ホームページからもダウンロードできます。

・補助金交付に係る平成31年度予算は、現在利根町議会で審議中であり、議会の議決により決定します。

補助金額 太陽電池モジュールの公称最大出力

2万円/kWとし、10万円を限度とします。 ※ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額とします。

問い合わせ先・申し込み先

役場環境対策課 ☎68-2211 (内線252)